

北海道告示第 10598 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 49 の 25 第 2 項の規定により、北海道が包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面は、北海道総務部イノベーション推進局改革推進課に備え置いて閲覧に供する。

令和 6 年 4 月 3 日

北海道知事 鈴木 直道